

## 第28回 外国人患者の診療

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎  
黒木法律事務所 弁護士 武市尚子

**Q.** 当院を受診した外国人患者Aの診療について、下記のようなトラブルがありましたので、今後のためにアドバイスをお願いします。

**診療経過**

Aは短期出張で来日していたビジネスマンですが、先日、腹痛を訴えて当院を受診しました。Aは母国語と英語を話しますが、当院の医師も看護師もAの母国語はもちろん英語も得意ではないので、一度は、診療を断ろうと思いました。しかし、Aが苦しんでいるので、とりあえず内科のB医師が診察をし、急性胃腸炎と診断して内服薬を処方し「ひどくなったらまた来てください」と説明して、診察を終えました。その際、当院会計で、Aが日本の健康保険に加入していないため診察料が全額自費となると説明したところ、Aは素直に支払って帰りました。ところが、翌日Aはさらに強い腹痛を訴えて再来院しましたので、B医師が急性虫垂炎と診断して入院させ、外科のC医師が緊急手術を行いました。手術は成功し、Aはすっかり元気になって数週間後に無事退院しました。

**入院費不払い**

当院会計で入院治療費を請求したところ、Aは、「初診で虫垂炎と診断できなかったのはBの誤診だ。そのため、手術が遅れ、症状が悪化したのだから、私は損害賠償を請求する権利がある。」と主張して支払いを拒否し、帰国してしまいました。

**質問1** 当院には外国語に対応できる医師はいませんので、最初から、外国人の診察を断った方が良かったのでしょうか。

**質問2** 日本の健康保険に加入していない外国人患者を入院させる場合、治療費確保のための対策があれば、教えてください。

- A.**
- 外国人だという理由で診療を拒絶することはできません。  
医師法19条は、患者が診察を求めた場合には、「正当な事由がなければ、これを拒んではならない」と定めており、言葉が通じないことは、診療拒否の正当事由にはなりません。しかし、正確な診断には詳細な問診が不可欠です。言葉が通じない場合には、正確な問診が困難で、誤診の可能性もあるので、できるだけ外国語で診察可能な他院を紹介することが望ましいといえます。そのため、外国語が通じる病院の情報はインターネットで公開されています（参考資料1）。  
しかし、外国語で診察可能な他院が近くにない場合や病状の緊急性が高い場合には、可能な限りの診療を行ったうえで転医させる義務があります。  
外国人の問診を支援するための「多言語問診票」がネットで公開されており、無料で利用できますので、外国人の診療に活用して下さい。（参考資料2）
  - 外国人患者の中には、日本滞在中医療費が補償される保険に入っている人もいますが、保険の内容はさまざまであり、医療機関が指定されている場合も少なくありません。日本で使える保険に入っていると主張していても、結局治療費が払われないリスクがありますから、保険証券を提示させ、保険会社に連絡をし、確実に保険で払われることを確認してから、診療を開始する必要があります。  
また、外来診療ならともかく、入院して手術するとなると治療費も相当多額になるので、病院の自衛策としては、健康保険に入っていない外国人を入院させる場合には、次の手順を踏んで、入院治療費を前払いさせることをお勧めします。
    - ① 入院治療費の概算額を文書で提示する。
    - ② 患者がその金額に同意した場合は、治療費の前払義務を明記した診療契約書に署名させる。
    - ③ 入院治療費概算額の前払いを履行したことを確認したうえで入院させる。

## 質 疑 応 答

**医 師**：近年、当院にも外国人患者が来院するようになりましたので、外国語での問診をスムーズに実施するため、ネットで公開されている「多言語問診票」を利用しています。

**弁護士**：多くの団体が「多言語問診票」をネットで公開していますが、それぞれ一長一短がありますね。

**医 師**：公益財団法人かながわ国際交流財団のホームページに掲載されている多言語問診票は、18言語、11診療科目を網羅しています。しかも外国語と日本語が併記してあるので、大変便利です。

**弁護士**：厚労省が公開している「外国人向け多言語説明資料」は、一般財団法人日本医療教育財団が昨年作成したもので、問診票だけでなく、診療申込書、入院申込書から診療情報提供書、手術説明書、医療費請求書まで、多くの外国語文書の書式が入手できますので、お勧めです。

**医 師**：外国人の診療で問題となるのは、治療費の支払い確保です。日本の健康保険対応であれば、自己負担分3割で済みますが、外国人で保険に入っている人は少ないので、治療費全額不払いのリスクがあります。そこで、当院では、外国人を診療する場合、治療費が支払われるまでの担保としてパスポートをお預かりしていますが、法律上の問題はありませんか。

**弁護士**：いや、大いに問題があります。外国人には旅券携帯義務があり（入管法第23条）、パスポートは本人が常に所持しておくべき身分証明書です。したがって、治療費支払いの担保のために病院がパスポートを取り上げてはいけません。

**医 師**：それでは、当院でも、A2の入院治療費の前払い制度を採用したいと思いますが、この①～③の手順を踏んでも、前払いをしない患者の場合、入院を断ってもよいのですね。

**弁護士**：そうです。厚労省の「外国人向け多言語説明資料」が紹介している「概算医療費」の

書式でも、「事前に診療契約書を締結された方は、締結された治療費を診察前にお支払い下さい」という治療費の前払いを要求する文章が外国語で記載されています。

**医 師**：なるほど。そうすると、治療費確保の対策としては、外国人患者を入院させる前に、入院治療費の概算額を文書で提示し、治療費の前払義務を定めた診療契約書を取り交しておくことが、ポイントですね。

### 参考資料1

- (1) 北海道救急医療・広域災害情報システム(日本語／英語)  
<http://www.qq.pref.hokkaido.jp/qq/qq01.asp>
- (2) 札幌市医師会(日本語)  
<https://www.spmed.jp/medi-map/>
- (3) health Hokkaido(日本語／英語)  
<http://www.healthhokkaido.com/>

### 参考資料2

- (1) 公益財団法人かながわ国際交流財団 多言語問診票  
<http://www.kifjp.org/medical/>
- (2) 厚生労働省「外国人向け多言語説明資料」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000056789.html>